

静岡市中小企業融資制度に係る 信用保証料の補助について

1 信用保証料の補助について

- (1) 静岡市中小企業融資制度の全ての申込者は「**信用保証料の 25%**」を補助します。
- (2) 下表②のいずれかに、対象となる場合は「**信用保証料の 75%**」を補助します。
なお、補助率 75%の申込者は「**証明資料の提出が必須**」となります。
- (3) 受付後、補助率（軽減率）の変更はできません。融資申込前に対象可否のご確認をお願いします。
- (4) 融資の申込先は、静岡市中小企業融資制度の取扱金融機関となります。

対象者		保証料補助率	証明資料
①利用者全員（※下記②の対象者を除く）		保証料の 25%	
②受賞者等			
<ul style="list-style-type: none"> ●多様な人材の活躍応援事業所表彰の受賞者 （静岡市女性の活躍応援事業所表彰の受賞者） ●静岡市CSRパートナー企業表彰の受賞者 ●静岡市中小企業技術表彰の受賞者 	受賞から 10年未満		・賞状の写し又は 表彰盾の写し
<ul style="list-style-type: none"> ●しずおかビジネスプランコンテスト （旧SOHOしずおかビジネスプランコンテスト） 一般部門の受賞者 	受賞から 5年未満		・賞状の写し又は 支援証明書の写し
<ul style="list-style-type: none"> ●創業者のうち、以下のインキュベーション施設を利用したことがある人 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市清水産業・情報プラザの創業者育成室 ・静岡市産学交流センターの創業者育成室 ・静岡市クリエイター支援センターのクリエイター育成室 ●本市の特定創業支援事業の修了者 （※支援証明書発行対象者） 	創業※ から 5 年 未満	保証料の 75%	・利用許可書の写し ※許可書を紛失された方は入居事実確認のため、お問合せください
<ul style="list-style-type: none"> ●先端設備等導入計画認定企業 	各計画の 認定期間	保証料の 75%	・先端設備等導入計画書及び認定書
<ul style="list-style-type: none"> ●地域経済牽引事業計画認定企業 			・地域経済牽引事業計画書及び認定書

※法人成りした場合でも、代表者が同じであれば「年数は通算」します。